

計画作成年度	令和2年度
計画主体	広島県江田島市

江田島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県 江田島市 産業部 農林水産課
所在地 広島県 江田島市 大柿町 大原 505 番地
電話番号 0823-43-1642
FAX番号 0823-57-4433
メールアドレス nousui@city.etajima.hiroshima.jp

1 対象鳥獣の種類，被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ，カラス，アナグマ，カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	江田島市内全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状（被害額・被害面積）	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	544千円 0.64ha
	果樹	5,208千円 1.54ha
	野菜	7,484千円 1.51ha
	いも類	4,358千円 1.89ha
	その他	222千円 0.02ha
カラス	果樹	240千円 0.10ha
	野菜	559千円 0.15ha
アナグマ	果樹	38千円 0.01ha
	野菜	20千円 0.03ha
	いも類	184千円 0.06ha
カワウ	魚類	7,100千円

(2) 被害の傾向

江田島市における農作物被害は市内全域に拡がっており，特にイノシシによる被害が多く，被害全体の9割を超えている。

近年，イノシシの出没の範囲が住宅地周辺にも拡大しており，住民の生活環境被害も出てきている。

被害全体としては，農業者の高齢化及び離農の影響による耕作面積の減少もあり，減少傾向にあるが，根本的な解決には至っていない。

水産物被害については，カワウによる魚類の採食被害が依然として発生しており，ねぐら及びコロニーの増加により周辺の生態系が変化し，漁業への被害が甚大になるおそれがある。

① イノシシ

農作物被害は，市内全域で発生しており，主に畑地での露地栽培による稲，果樹，野菜，いも類への食害がある。また，農道や公園等の掘り起こしや石垣を崩される被害のほか，住宅地周辺での出没が増加し，住民の生活圏への侵入が拡大している。

② カラス

農作物被害は，通年にわたり市内全域で発生しており，主に果樹，野菜への食害がある。特に，柑橘の収穫時期（9月～3月）では，カラスの侵入防止対策が困難な地域で被害が多い。

③ アナグマ

農作物被害は、市内全域で発生し、主に露地栽培による果樹、野菜、いも類等を中心に被害が発生している。また、住宅地周辺での目撃情報も多く、人の生活圏で活動する個体が増えている。

④ カワウ

水産物被害は、魚類の採食を中心に被害が確認されている。通年にわたり市周辺の湾内及び海域での活動が見られ、特にメバルなどの有用魚種や放流稚魚等の採食被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）		目標値（令和4年度）	
イノシシ被害	17,816千円	5.60ha	8,908千円	2.80ha
カラス被害	799千円	0.25ha	399千円	0.12ha
アナグマ被害	242千円	0.10ha	121千円	0.05ha
カワウ被害	7,100千円		3,550千円	

※被害金額、面積とも5割の減少を目標とした（端数切捨）。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲班（以下「捕獲従事者」という。）による罠又は網捕獲、銃器捕獲、追い払い活動を実施。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊による市から有害鳥獣捕獲許可を受けている全ての者（以下「捕獲者」という。）へのイノシシの止めさし支援。（支援体制等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲報償金制度、捕獲罠補助制度、罠又は網狩猟免許取得更新補助制度を整備。 ・ 捕獲従事者の傷害保険加入の支援。 ・ 有害鳥類の銃器捕獲及び追い払い活動に係る実包代等の支援。 ・ 国や県の補助制度等を活用した捕獲器材や活動経費の支援。 	<p>有害鳥獣は、市内全域に生息しており、分布を明確に把握する方法が確立されていないため、生息状況に基づいた効果的な捕獲を行うことが困難である。また、捕獲圧をかけ続けることができる実施体制の推進・維持に努めているが、捕獲班員の高齢化などもあり、限界がある。</p> <p>イノシシは多産であり、罠にかからなかった成獣（雌）の産み足しにより、捕獲活動が逆に個体数の増加につながっている場合もある。成獣を効果的に捕獲するために捕獲者に啓発活動を行っているが、警戒心の強い成獣は罠にかかりにくく、幼獣のみが捕獲される傾向が強い。さらに、捕獲者にとっては、成獣も幼獣も同じ報償金であるため、成獣が入るまで罠を作動させるのを待ち、効果的な捕獲を務めようとする者が少ないのが現状である。</p> <p>また、捕獲後の個体の処理は労力と時間を要するため、高齢な捕獲従</p>

<p>捕獲等に関する取組</p>		<p>事者の意欲低下につながるおそれがある。</p> <p>住宅地周辺での捕獲活動は、人や飼育動物への危険を伴う活動であるため、生活環境に係る心配事に対する直接的な対処手段とはならない。</p>
	<p>市の有害鳥獣捕獲許可を受けている農林業者等（以下「個人被許可捕獲者」という。）による罾又は網捕獲。</p> <p>（支援体制等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲報償金制度，捕獲罾補助制度，罾又は網狩猟免許取得更新補助制度を整備。 	<p>農地の保全を推進するため，罾又は網狩猟免許取得の啓発活動を行っている。新規の免許取得者は増加傾向にあるものの，捕獲活動自体はあまり活発に行われていない。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>農作物被害及び生活環境被害の防止のために，市内の土地に侵入防止柵等（防護柵，防除網，電気柵等）を設置する者に対して，購入した資材及び設置（65歳以上の者に限る）に係る費用の一部を限度額の範囲内で補助している。</p> <p>住宅地への有害鳥獣の出没が増加しているため，平成31年度から農地以外の土地についても補助対象としている。</p>	<p>放置された果樹や防除されていない農作物がエサとなり，有害鳥獣を引き寄せている。</p> <p>また，公園や住宅地周辺への鳥獣の出没が多くなってきており，生活環境被害への心配事が増加している。なお，依然として段々畑等では，地理的条件から侵入防止対策が困難な場合が多い。</p>
<p>総合的な取組</p>	<p>イノシシによる被害相談の窓口として平成29年度から「イノシシ110番」を設置して被害防止の指導及び啓発活動に努めている。</p> <p>また，鳥獣被害対策の研修会の開催や地域を主体とした被害対策の取組を推進している。</p>	<p>被害対策に前向きな地域住民がいる一方で，市全体としては未だ危機意識が低い地域が多い。</p>

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣による農作物被害及び生活環境被害の軽減に向けて、地域を主体とした「総合防除」（「防除」、「環境改善」、「捕獲」の一体的な取組）を柱として進めていく。

また、イノシシ110番による相談対応や研修会による啓発活動・指導をとおして住民の意識改革を図る。

さらに、カワウによるメバルなどの有用魚種の採食被害対策としては、カワウの生息状況調査及び捕獲・追い払い活動を行うとともに、コロニーでの繁殖抑制による個体数管理を図る。

○防除について

放置された果樹や防除されていない農作物が有害鳥獣にとって貴重な「エサ」となり、加害個体を誘引する大きな要因となっているため、不要な果樹は伐採し、守るべき農作物は防除する必要がある。人里では、これらのエサを容易に確保できるため、従来であれば、冬に栄養不足で自然死する個体が生き残っている。したがって、特に産子数が多いイノシシでは、適切な防除をしない限り、捕獲圧を上げても根本的な被害は減少しない。

これらのことから、適切な防除方法の周知及び指導を行うとともに、今後も侵入防止柵等を設置する者に対して補助を行う。

○環境改善

見通しの悪い繁みでは、イノシシは雨風や人目を防ぐことができるため、安心して隠れることができる「潜み場」となっている。こうした「潜み場」を無くすために、地域での取り組みとして耕作放棄地の解消や刈り払い活動を支援する。

○捕獲

個人では難しいと考えられる捕獲活動については、市の捕獲従事者による罟捕獲活動、銃器や猟犬を使用して山へ追い払う活動を行う。また、安心して捕獲活動が行えるように、捕獲されたイノシシの止めさしの支援活動を継続して行う。

罟の設置は、住民（特に設置場所の土地の所有者）の理解が得られなければ困難なため、住民から捕獲依頼があった場合は、円滑な捕獲活動ができるように、地域と連携して取り組む。

（具体的な取組）

- ①捕獲者に対し、有害鳥獣の捕獲報償金の支払いを行う。
- ②捕獲者に対し、有害鳥獣の捕獲罟導入費用の一部を補助する。
- ③有害捕獲のための罟又は網狩猟免許取得の推進として、取得に係る費用の一部を補助する。
- ④捕獲従事者の傷害に備えるため、傷害保険に加入する。
- ⑤捕獲従事者が使用する有害鳥獣の捕獲器材（箱罟・くくり罟）を導入し、効果的な捕獲を実施する（一部、国交付金事業等を活用）。
- ⑥捕獲従事者が行う、猟犬を使用した銃器での有害鳥獣の捕獲・追い払い等の

一斉捕獲活動に係る費用支援を行う。

⑦捕獲従事者が銃器で有害鳥類の捕獲を行うための実包代の費用支援を行う。

○個体数管理（カワウ）

①捕獲従事者が行う定期的な海上巡回によるカワウの生息状況調査及び銃器での捕獲・追い払い活動に係る費用の支援を行い、個体数管理を図る（一部、国交付金事業を活用）。

②カワウのコロニーでの繁殖抑制を行い、個体数管理を図る。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

① 捕獲従事者

鳥獣被害対策実施隊と有害鳥獣捕獲班（5班）が連携し、効果的な捕獲活動を行うための体制を整備する。

イノシシ、アナグマ、カラスについては、農林業者からの被害届又は本市有害鳥獣捕獲対策協議会による予察又は実施計画に基づき、被害者等及び捕獲従事者の連携により防除又は捕獲対策を行う。

カワウについては、漁業関係団体からの被害届又は本市有害鳥獣捕獲対策協議会による実施計画に基づき、漁業関係団体及び捕獲従事者の連携により防除又は捕獲対策を行う。

有害鳥獣により住民の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがある不測の緊急事態の場合は、市又は警察の指示により、鳥獣被害対策実施隊が主体となって追い払い又は捕獲する。

② 個人被許可捕獲者（市の有害鳥獣捕獲許可を受けている農林業者等）

侵入防止等の防除対策に加えて、加害個体から圃場等を自衛するための方法のひとつとして、被害に基づく鳥獣捕獲許可申請に対して、箱罠、くくり罠、網による捕獲許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

(令和)年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ	住民から捕獲（罠の設置）の依頼があった場合は、住民及び捕獲従事者と連携し、捕獲活動の推進を図る。 捕獲器材については、センサーカメラ等の通信機器の導入により、現場のイノシシの動向を確認した上で罠の設置を状況に合わせて行い、効率的な捕獲を図るとともに、見回りによる捕獲者の負担軽減を図る。 また、効果的な捕獲器材の導入とともに圃場の侵入防止対策等の推進を行い、捕獲率の向上に努める。なお、箱罠の設置が難しい場所では、くくり罠による捕獲効果で補完する。銃器や猟犬を使用しての捕獲・追い払いを行い、生息域及び生息数の

		<p>拡大防止に努める。</p> <p>イノシシ110番による適切な被害防止対策の指導や罠又は網狩猟免許取得の周知・啓発活動を行う。また、捕獲従事者等の捕獲熟練者と連携して、加害個体から自衛するための捕獲者の確保及び育成を図る。</p>
	カラス	<p>威嚇を目的とした銃器による捕獲・追い払い活動を行うとともに、新たな被害防除対策も検討し、被害防止に努める。</p>
	アナグマ	<p>小型の箱罠を導入し、加害個体の捕獲体制の強化に努める。</p>
	カワウ	<p>定期的な海上巡回によって、生息状況調査や、銃器での捕獲・追い払い活動を中心に取り組む。また、ドライアイス等を活用したコロニーでの繁殖抑制を推進する。全体の取り組みについては、県域規模での広域的な対策計画に基づいて行う。</p>
3年度	同上	同上
4年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p>	
<p>広島県鳥獣保護管理事業計画や、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>鳥獣の生息数を把握する実用的な方法が確立されておらず、正確に把握することは困難である。したがって、生息数に基づいた視点で効果的な対策を講じることは難しく、加害個体に対して捕獲圧をかけ続けることができる実施体制を推進し維持していくことに努める。</p> <p>このことから、捕獲目標数は、実施体制の規模並びに近年の捕獲実績、捕獲数の増減及び被害地域を総合的に勘案して設定する。</p> <p>近年の捕獲数は一定量で高止まりする中、被害地域は市内全域に及んでいることから、捕獲目標数は、平成30年度を基準にして、これまでの目標値を維持できるように設定する。</p> <p>※平成30年度実績 イノシシ：825頭、カラス：591羽 アナグマ：89頭、カワウ：195羽</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	1,200頭	1,200頭	1,200頭
カラス	400羽	400羽	400羽
アナグマ	150頭	150頭	150頭
カワウ	150羽	150羽	150羽
捕獲等の取組内容			

○ 捕獲区域	江田島市内全域（市街地を除く）
○ 捕獲時期	通年
○ 捕獲方法	<p>① イノシシ 被害場所を中心に箱罾，くくり罾を基本とし，その他，銃器による捕獲を行う。また，止めさしは銃器を基本とし，その他，槍・ナイフで行う。</p> <p>② カラス 被害場所を中心に銃器を基本とし，その他，箱罾・網による捕獲を行う。</p> <p>③ アナグマ 被害場所を中心に箱罾を基本とし，その他，くくり罾による捕獲を行う。</p> <p>④ カワウ 定期的な海上巡回又は稚魚の放流に合わせた場所にて銃器を基本とし，その他，網による捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
イノシシによる農産物被害対策の取り組みのひとつとして，ライフル銃以外の銃による方法での捕獲が困難な個体に対して，射程が長くまた捕獲能力の高いライフル銃を使用して，より効果的に捕獲及び追い払いを実施するため。捕獲の実施は，年間をとおして行い，区域は江田島市全域（銃器使用可能場所）とする。	

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし（既に権限移譲済み）

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
イノシシ，アナグマ，カラス	電気柵 100件	7km	電気柵 100件	7km	電気柵 100件	7km
	防護柵 100件	10km	防護柵 100件	10km	防護柵 100件	10km
	防除網 20件	1km	防除網 20件	1km	防除網 20件	1km

(2) その他被害防止に関する取組

(令和)年度	対象鳥獣	取組内容
2年度	イノシシ カラス アナグマ	有害鳥獣による被害防止を目的に侵入防止柵等（防護柵，防除網，電気柵等）の設置に係る経費の一部を補助し支援を行う。 イノシシ110番や研修会をとおした被害対策の指導や啓

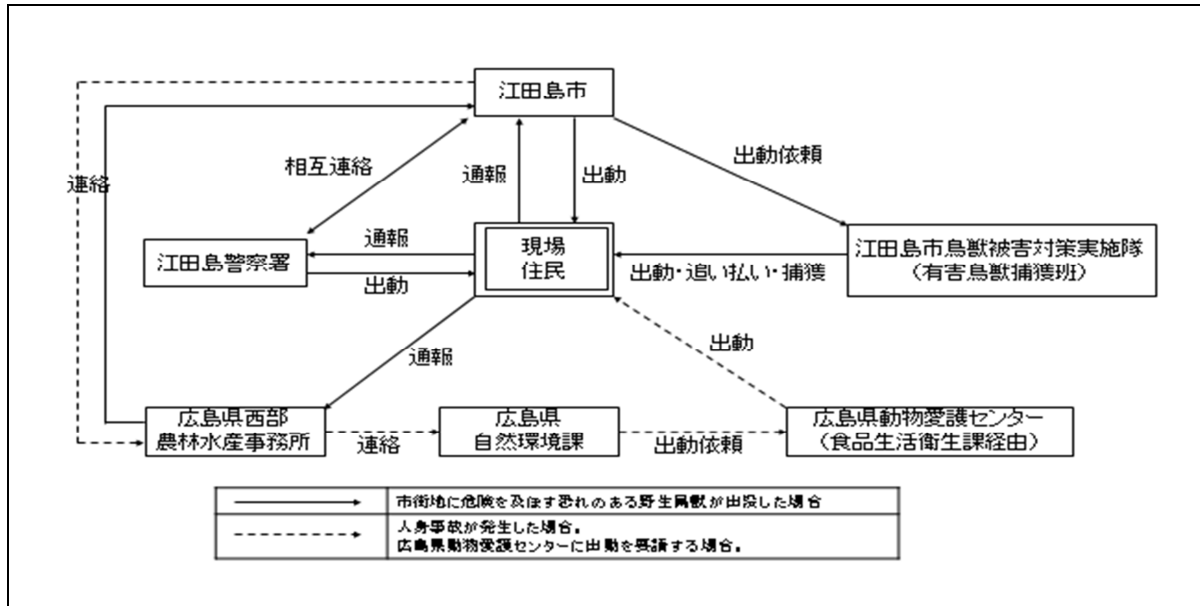
2年度		発活動を行うとともに地域での総合防除の取組を支援する。
	カワウ	漁業関係団体と連携して、被害状況の把握に努め、飛来状況等については広島県へ情報提供を行い、広域的な対策を講じることができるよう努める。 ねぐら・コロニー対策は県域規模での広域的な対策計画に基づいて対応を行う。
3年度	イノシシ カラス アナグマ カワウ	同上
4年度	イノシシ カラス アナグマ カワウ	同上

5 対象鳥獣による住民の生命，身体又は財産に係る被害が生じ，又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
江田島市	住民の避難支援，関係機関への情報提供，緊急捕獲の許可，鳥獣被害対策実施隊等への銃器以外での緊急捕獲・追い払い指示
鳥獣被害対策実施隊 (有害鳥獣捕獲班)	江田島市又は警察の指示による銃器以外での緊急捕獲・追い払いの実施，警察の指示による銃器での緊急捕獲の実施
江田島警察署	捜査，違法捕獲の取締，パトロール，住民の生命・身体の安全確保，作業中の不慮の事故等の危険防止のために必要な措置，警職法第4条第1項の措置が必要である場合の対応
広島県西部農林水産事務所	捜査（司法警察員）又は狩猟取締，捕獲許可に関する助言・指導

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣（イノシシ、カラス、アナグマ、カワウ）は、原則として、捕獲後生態系に影響しないよう適切な方法で埋設処理を行うか、持ち帰り食用等の自家処理を行う。

捕獲者の埋設に係る労力及び時間の軽減を図るために、マイクロシヨベルを活用した埋設支援を行う。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシの食肉について、自家処理における安全性確保を図るため、食品衛生法等に基づく衛生管理等の普及に努める。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	江田島市有害鳥獣捕獲対策協議会	
構成機関の名称	役割	
江田島市	①協議会の事務局，関係機関との連絡調整	
単位猟友会	②情報提供，③有害鳥獣の捕獲活動	
江田島市農業委員会	②情報提供	
呉農業協同組合	②情報提供	
江田島市漁業振興協議会	②情報提供	
農業共済組合	②情報提供	
鳥獣保護管理員	②情報提供	
江田島市鳥獣被害対策実施隊	③，④鳥獣の止めさし，緊急捕獲対応	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県農林水産局農業技術課	情報提供及び鳥獣被害対策の助言等
広島県環境県民局自然環境課	情報提供及び鳥獣被害対策の助言等
広島県農林水産局水産課	情報提供及び鳥獣被害対策の助言等
広島県西部農林水産事務所	情報提供, 鳥獣被害対策事業に係る連絡調整, 助言等
広島県西部農業技術指導所	鳥獣被害対策に係る技術指導等
江田島警察	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲等に関する情報の提供を行う。
呉市	情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成20年10月1日から「江田島市鳥獣被害対策実施隊」を設置しており、令和2年1月1日現在、市内に15名の隊員がいる。業務内容は、有害鳥獣の捕獲活動、捕獲者の鳥獣止めさし支援活動、カワウの生息状況調査など、市からの要請に対応する。

鳥獣被害対策実施隊員を民間から選出する場合は、有害鳥獣捕獲班員の中で、3年以上の狩猟登録があり、地元猟友会代表、捕獲班長及び市において満場一致で承認した者を市長が任命する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし